

第 3 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成19年9月26日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

平成19年9月26日（水曜日）

午前10時0分開議

午後0時14分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第2号 平成19年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 専決処分の報告及び承認について

議案第5号 専決処分の報告及び承認について

議案第6号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

報告第3号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

報告第4号 フィッシャリーナ天草株式会社 of 経営状況を説明する書類の提出について

報告第5号 財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

報告第6号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第26号 平成18年度公立大学法人熊本県立大学業務実績評価について

請第8号 私学助成に関する意見書の提出を求める請願

請第3号 県立劇場にパイプオルガンの設置促進に関する請願

閉会中の継続審査について

報告事項

① 全国知事会議における「第二期地方分権改革」への提言及び議論の報告

② 平成20年度に向けた行財政改革の取組について（取組方針）

③ 指定管理者制度導入施設の平成18年度管理運営状況について

④ 県出資団体等に対する県の関与見直し状況報告〔概要〕

⑤ 県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況報告

⑥ 平成18年度熊本県普通会計決算の概要

⑦ 三位一体の改革等の影響について

⑧ 市町村合併の推進について

⑨ 平成18年度市町村の決算概要（速報）について

⑩ 熊本県民交流館会議室の利用手続きの簡素化について

⑪ 川辺川ダムに関する取組みについて

⑫ 肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況について

出席委員（8人）

委員長 中原 隆 博

副委員長 小早川 宗 弘

委員 西 岡 勝 成

委員 竹 口 博 己

委員 早 川 英 明

委員 鎌 田 聡

委員 吉 田 忠 道

委員 浦 田 祐 三子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

局長 木 本 俊 一

総括審議員兼次長 高 木 奎 一  
 企画課長 内 田 安 弘  
 秘書課長 岡 本 哲 夫  
 政策調整監 永 松 俊 雄  
 広報課長 山 本 理  
 総務部  
 部 長 原 田 正 一  
 総括審議員兼次長 正 木 暁  
 次 長 木 村 利 昭  
 危機管理監 奥 村 良 博  
 首席総務審議員  
 兼人事課長 田 崎 龍 一  
 総務事務センター長 田 上 勲  
 行政経営課長 小 嶋 一 誠  
 私学文書課長 植木野 史 貴  
 首席総務審議員  
 兼職員課長 山 野 陽 一  
 財政課長 市 川 靖 之  
 首席総務審議員  
 兼管財課長 古 澤 哲 男  
 税務課長 富 田 健 治  
 市町村総室長 松 見 辰 彦  
 市町村総室副総室長 村 山 栄 一  
 危機管理・防災消防  
 総室長 坂 田 正 充  
 危機管理・防災消防  
 総室副総室長 野 田 克 巳  
 男女共同参画・パート  
 ナーシップ推進課長 広 崎 史 子  
 地域振興部  
 部 長 小 宮 義 之  
 理 事 上 野 信 一  
 次 長 黒 田 豊  
 次 長 川 口 弘 幸  
 川辺川ダム対策監 河 野 靖  
 首席政策審議員  
 兼地域政策課長 梅 本 茂  
 地域政策監 神 谷 将 広  
 川辺川ダム総合対策課長 田 嶋 徹  
 情報企画課長 松 永 正 男

文化企画課長 由 解 幸 四 郎  
 国際課長 園 田 素 士  
 交通対策総室長 小 林 豊  
 交通対策総室副総室長 菅 純 一 郎  
 首席統計審議員  
 兼統計調査課長 甲 斐 良 一  
 出納局  
 局 長 出 水 信 治  
 会計課長 藤 本 玉 留  
 管理調達課長 坂 本 友 春  
 人事委員会事務局  
 局 長 若 本 隆 治  
 首席総務審議員  
 兼総務課長 高 原 秀 男  
 公務員課長 田 中 明  
 監査委員事務局  
 局 長 金 田 和 洋  
 第一課長 児 玉 邦 秋  
 第二課長 柳 田 幸 子  
 議会事務局  
 局 長 新 開 忠 邦  
 次 長 正 木 重 臣  
 首席総務審議員  
 兼総務課長 畑 坂 純 夫  
 議事課長 吉 良 洋 三  
 政務調査課長 小 原 忠 隆  
 事務局職員出席者  
 議事課課長補佐 宮 崎 聖  
 政務調査課課長補佐 武 田 正 宣

午前10時0分開議

○中原隆博委員 ただいまから、第3回総務常任委員会を開会いたします。

それでは、まず、付託されました請第8号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第8号についての説明者を入室させていただきます。

(請第8号の説明者入室)

○中原隆博委員長 説明者の方に申し上げます。

きょう各委員の先生方には、請願書の写しをそれぞれ配付させていただいておりますので、簡単な説明で結構でございますので、よろしく願い申し上げます。

(請第8号の説明者の趣旨説明)

○中原隆博委員長 説明の趣旨は承りました。後でよく審査させていただきますので、きょうはこれにてお引き取りのほど、よろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

(請第8号の説明者退室)

○中原隆博委員長 それでは、続きまして、本委員会に付託されました議案等を議題として、これについて審査を行います。

まず、議題等について執行部の説明を求めたのちに、一括して質疑を受けたいと思います。なお、審査を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔をお願いいたします。

それでは、原田総務部長から総括説明をお願いいたします。

○原田総務部長 おはようございます。

それでは、私の方から、今回提案をいたしております議案等の概要について御説明申し上げます。

まず、今回の一般会計の補正予算でございますが、冒頭提案の第1号議案と追加提案の第52号議案の2議案を提案しております。そのうち第1号議案は、梅雨前線豪雨等に伴う災害復旧等に要する経費、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として、間伐を追加的に実施する経費、それから、本年6月に策定をいたしました熊本県公共調達改革基本方針に基づき、最低制限価格の算出方法を今年度中に見直すことに伴う工事進行管理システム等を改修するために必要な経費等について補

正を行うことといたしております、総額で91億700万円を計上いたしております。

次に、第52号議案、追号議案でございますが、平成16年7月に発生いたしました県立高等学校での水泳授業中の事故に関する損害賠償請求訴訟における裁判所からの勧告に基づき、和解に応じるための所要額として3,600万円を計上いたしております。これらを現計予算と合わせますと7,421億7,800万円となります。

あわせて去る7月20日及び7月27日に専決処分させていただきました平成19年度一般会計補正予算の報告及び承認についても提案申し上げます。

また、熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例等の条例案件につきましても御提案を申し上げます。

この後、予算関係議案につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等の議案につきましては、各課長、総室長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、今、総務部長のごあいさつ、説明趣旨の中にもございましたように、財政課長から、平成19年度9月補正予算案の概要について説明をお願いいたします。

○市川財政課長 財政課でございます。お手元の総務常任委員会資料に沿いまして御説明させていただきます。

○中原隆博委員長 ちょっと申し上げますが、その後、いろいろと説明があると思えますけれども、一たん手を挙げられて立って、その後は自席から座ってですね、ちょっと聞

こえにくい部分もございますので、マイクに近づいて皆さんにわかるように御説明方をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○市川財政課長 では、1ページをお開きください。9月補正予算の概要でございますが、1ページの上半分は総務部長からの説明と重複いたしますので、割愛させていただきたいと思っております。下半分につきましては、今回の9月補正の内容を会計ごとにまとめております。一般会計が91億円余、特別会計では6億円余の補正額となっております。

次に、2ページ、3ページをごらんください。

歳入予算の内訳でございます。主なところを御説明いたします。今回の補正予算ではそのほとんどを災害関係が占めており、歳入では9の国庫支出金、これが62億円余、それから15の県債が19億円弱と、そのほとんどを占めておるところでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

こちらは歳出予算の内訳でございます。4ページの一般行政経費が8億円余、5ページの投資的経費につきましては、災害関係のほか国庫補助これの内示に伴う増減などを行っております。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

こちらは地方債の補正でございます。今回の補正予算に合わせまして6ページは追加、7ページは額の変更を行っておりますが、そのほとんどが災害関係でございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

こちらは補正予算のうち、既に専決処分させていただいたものでございます。8ページは県議会議員補欠選挙のため、9ページは仮設住宅等災害救助事業のために、それぞれ2,300万円と4,600万円の増額補正をさせていた

だいております。

次に、資料かわりまして追号関係別冊の資料をごらんいただきますでしょうか、こちらで追加提案させていただきました議案について御説明いたします。追号関係資料の1ページをごらんください。これにつきましては、この予算案とあわせて提案されました52号議案の和解に伴う予算関係でございます。歳出予算は和解金として3,600万円でございますが、歳入の内訳につきましては、次の3ページの方をごらんいただきますと、3ページの14の諸収入に3,400万円が計上されております。これは保険の方から対応するというもので3,400万円を諸収入に計上しております。残り200万円が一般財源となりますが、この200万円につきましては13の繰越金で対応いたします。

予算関係の説明は以上でございます。

○中原隆博委員長 次に、各課の説明に入ります。関係課長から順次説明をお願いいたします。

まず、補正予算関係、総務部から。

○田上総務事務センター長 総務事務センターでございます。資料の11ページをお願いいたします。

人事管理費でございますが、7,320万2,000円の増額補正をお願いしております。これは知事部局、各種委員会等における庶務事務のうち、給与の手当認定、旅費、賃金報酬等の支出等の業務を総務事務センターで一元的に処理するために、現在稼働しております庶務事務システム等の改修を行うことによる経費の増額によるものでございます。

次に、資料の12ページをお願いいたします。

情報処理関連業務の平成20年度の債務負担行為について2,500万円の増額変更をお願いしております。これは先ほど御説明いたしました庶務事務システムの改修のうち、旅費関

係業務について、今年度と来年度の2カ年で改修を行うことによる新たな債務負担行為の設定によるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松見市町村総室長 市町村総室でございます。資料の13ページをお願いいたします。

一般会計の自治振興費で5億4,600万円余の補正をお願いしておりますけれども、これは右欄の説明欄に記載しておりますとおり、旧合併特例法下で合併しました市町村に対する市町村合併特別交付金につきまして、市町村の要望額が固まったことから増額補正をお願いするものでございます。また、その財源内訳といたしまして、その他に2億7,300万円余を計上しておりますけれども、これは下の方の表になりますけれども、市町村振興資金貸付特別事業会計からの繰入金でございます。そこで特別会計の方も増額を繰出金として補正をお願いするものでございます。

次に、知事選挙費でございますけれども、本年3月の公職選挙法の改正によりまして知事選挙におきましても、ビラを頒布することができるようになり、また、条例で定めることによりビラの作成を無料とすることができるとにされたことに伴いまして、今議会に後ほど御説明いたします条例の改正とあわせてビラ証紙の作成費とビラ作成公営費の補正をお願いするものでございます。なお、補正額の670万円は立候補者数が6人の場合を想定して計上いたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○坂田危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。14ページをお願いいたします。

一般管理費でございますが、国民保護対策費として、国民保護に係る図上訓練を実施するための経費382万6,000円の補正をお願いしております。この訓練につきましては、今年

の6月に消防庁から負担金の交付決定を受けたことに伴いまして、国との共同での実施が可能となりましたことから、県単独での訓練を国との共同による訓練に変更して実施するものでございます。よろしくお願いいたします。

○広崎男女共同参画・パートナーシップ推進課長 男女共同参画・パートナーシップ推進課でございます。資料の15ページをお願いいたします。

補正額58万5,000円の増でございます。これは本年度、県費で実施することとしておりましたDV未然防止教育に係る調査研究事業が全額国庫により内閣府に採択されましたので、予算の増額と県費から国費に財源内訳の変更を行うものでございます。

16ページをお願いいたします。

熊本県民交流館パレアで実施しておりますNPO活動支援業務につきまして、平成20年度から2年間、提案公募型の複数年契約による委託を実施いたします。民間の総意と工夫を反映した質の高いサービスの提供を目的としております。2年間の事業費といたしまして1,138万2,000円の債務負担行為の設定を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。資料の18ページ、19ページをお願いいたします。

人事管理費として1,628万円の増額補正をお願いしております。これは汎用型GIS構築事業に伴いまして、当初、県単独で実施することにしておりました庁内のネットワークを利用する庁内GISを一部市町村からの要請によりまして、熊本県市町村電子自治体共同運営協議会の事業として参加を希望する市町村の負担により広く実施することにしたものでございます。希望する市町村からの実施費用を受け入れ県が協議会の代表団体として

一括して発注を行いますので、そのための歳入歳出及び債務負担の補正をお願いするものでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○松見市町村総室長 市町村総室でございます。21ページをお願いいたします。

7月専決予算でございますけれども、去る8月26日に執行されました合志市選挙区におきます県議会議員補欠選挙の執行経費2,800万円余を7月専決予算として御報告いたします。御承認方よろしくをお願いいたします。

○中原隆博委員長 それでは、続きまして条例等関係で総務部市川財政課長。

○市川財政課長 財政課でございます。手数料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

資料の22ページ、23ページが条例案でございます。24ページがその概要でございますので、こちらをごらんください。改正内容につきましては、2番にありますように3点ございます。

1つは温泉法の改正に伴いまして、温泉の提供等を行うものの相続等に対して、許可ではなくて承認という簡易な手続というのができたことから、その手数料の新設というのが1つでございます。

2つ目は建築基準法の改正に伴いまして、白地地域において大規模集客施設を例外的に許可する場合の申請手数料の新設、3点目は運転免許証のICカード化に伴う手数料の額の改正でございます。

施行期日につきましては、3にありますように、それぞれ関係法令の施行期日等にあわせております。なお、4その他にありますように、関係する証紙条例もあわせて改正するというふうにしております。

説明は以上でございます。よろしくお願

いします。

○松見市町村総室長 市町村総室でございます。25ページをお願いいたします。

第7号議案熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。説明は27ページの概要の方でさせていただきます。

27ページの1の条例改正の趣旨につきましては、先ほどの補正予算についての説明でさせていただきます。

2の主な改正内容は、県知事選における候補者は一定の金額の範囲内で選挙運動用ビラの作成費用について無料で作成することができることとする。また、その手続等について定めるものでございます。これによりまして来年春に予定されております熊本県知事選挙において、候補者が作成する選挙運動用ビラが公費負担でできるようになります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○中原隆博委員長 それでは続きまして、経営状況等の報告を総務部、楢木野私学文書課長。

○楢木野私学文書課長 私学文書課でございます。

資料28ページ、報告第3号議案公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。なお、資料32ページの報告第26号議案につきましても関連報告でございますので、あわせて御報告いたします。

まず、経営状況につきまして別冊でお手元に配付しております公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類に基づいて御説明をいたします。

まず、大学の概要でございますが、1ページをお開き願います。

1の法人の名称等でございますが、公立大学法人熊本県立大学は、地方独立行政法人として平成18年4月1日に設立されております。法人の役員及び審議機関は2に記載にされているとおりでございます。法人化に当たり理事長を置き学外からも理事や役員を迎えております。大学の概要といたしましては、学部は3学部、大学院は3学部それぞれ研究科を設置しております。学生数は学部、大学院合わせて2,166人、教員数は94人となっております。

2ページをお願いいたします。法人の組織図を掲載しております。

次に、法人の決算状況でございますが、おめくりいただいて3ページをお願いいたします。

1の事業の実施状況といたしましては、教育研究、地域貢献などの年度計画の業務実績を3ページから8ページまで記載しております。主なものでは、5ページの㉑に記載されておりますけれども、食に関する取り組みや、次の6ページの㉒に記載されております自治体、企業体との包括協定による連携強化等がございます。また、財務諸表といたしまして9ページに貸借対照表、10ページに損益計算書を掲げております。10ページの損益計算書をごらんいただきたいと思いますが、一番下の欄ですけれども、当期総利益としては7,885万1,304円となっております。法人の財務諸表につきましては、会計監査人の新日本監査法人及び法人監事の監査を経ており、また、地方独立法人法に基づいて設置された知事の附属機関である評価委員会からも適当であるとの意見を得た上で知事の承認を平成19年8月23日付で受けております。

次に、今年度の事業計画についてでございますが、11ページをお開き願います。

今年度の年度計画でありますもっこすプラン2007に基づき、法人が重点的に実施するとした事項について11ページから14ページまで

記載しております。また、予算といたしましては、15ページに平成19年度収支予算書を掲げております。予算規模としては、総額23億7,000万円余で、財源といたしましては、授業料収入のほか県が交付する運営交付金が10億4,900万円余となっております。

次に、引き続き、報告第26号平成18年度公立大学法人熊本県立大学業務実績評価について、お手元に配付しております平成18年度公立大学法人熊本県立大学業務実績評価書により御報告をいたします。地方独立行政法人法の規定によりまして、法人は毎年度、評価委員会の評価を受けなければならないとされており、評価委員会はその評価結果を知事に報告し、知事にその旨を議会へ報告することとされております。その報告でございます。評価書の1ページをお開き願います。業務実績の全体評価が記述されております。この中で7行目において中期目標を達成するために定めた年度計画を順調に実施しているものと認められるとの評価がなされております。2ページ以降につきましては、中期目標の項目ごとに評価がなされておまして、点線囲いの中には評価委員会からの意見が記述されております。

4ページ以降の業務運営、財務内容などの各項目につきましては、丸印での評価のところにアンダーラインで示してありますが、年度計画をおおむね順調あるいは順調に実施しているとの評価が行われております。なお、2ページから3ページの大学の教育研究等に関する項目については、評価がなされておられません。これは地方独立行政法人法の規定により、評価委員会が行う教育研究に関する評価は、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関が行う評価を踏まえることとされていることから、年度評価におきましても、この法の趣旨を踏まえ教育研究に関する部分については、専門的な評価を行わないとされたものでございます。公立大学法人熊本県立大学に



つきましては、法人化された後、初めて企業会計による決算を行い、その業務運営についての評価を受けたわけですが、順調に経営が行われているものと考えております。

御説明並びに御報告は以上でございます。

○梅本地域政策課長 地域政策課長でございます。委員会資料29ページの報告第4号フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出についての御説明をさせていただきます。恐れいりますが、別冊の会社の経営状況を説明する書類に基づきまして御説明させていただきます。

1ページ目でありますけれども、フィッシャリーナ天草株式会社は、天草海洋リゾート基地建設構想に位置づけられました樋合島のリゾート整備の事業主体として平成9年4月から開業をいたしております。マリーナの運営や各種マリンスポーツ教室などの開催を主な事業としております。資本金は3億3,500万円であります。代表取締役社長につきましては、現在、川端上天草市長が社長でございます。株主の状況といたしましては2ページでございますけれども、下の方にありますように、熊本県所有の株式数は3,500株で全株式の52.2%でございます。

18年度の決算に関して会社の経営状況について御説明をいたします。3ページをお開きいただきます。本年3月末の保管隻数は昨年3月末から10隻ふえまして87隻になっておりまして、会社が発足以来これまでも最も多い隻数を確保いたしました。また、フィッシャリーナ天草株式会社は、平成13年度から引き続きまして樋合の海水浴場の海の家管理運営を受託するなど、マリンスポーツあるいはマリンレジャーの関連の取り組みをしております。

4ページでございます。18年度の売り上げは7,041万円余になっておりまして、当期損

失は下から3行目でございますけれども、1,223万円余の損失となっております。このうち、減価償却費が1,294万円を占めておりますので、会社発足以来初めてキャッシュフローベースとしては70万円余の償却前の黒字が計上されました。

5ページでございます。貸借対照表でございます。左の方の資産の部でございますけれども、現金及び預金が9,182万円余、構築物等の有形固定資産が8,915万円余でございます。負債につきましては、長期借入はございません。累積赤字は1億8,181万円余となっておりますが、このうち減価償却累計分が欄外が一番下に書いておりますが、1億2,491万円ということになっております。

続きまして、19年度の事業計画でございますけれども、7ページをお開きいただきたいと思います。マリーナの経営状況は大変厳しいものがございまして、経営の安定のために新規保管隻数の確保に会社として全力を挙げて取り組むこととしております。

8ページに事業計画としての収支予算書を掲げておりますけれども、下から3行目に1,063万円余の当期損失を見込んでおりますが、減価償却前につきましては、18年度に引き続きまして128万円余の黒字を予想しております。県といたしましては民営化を視野に入れまして、他の出資者の方々と鋭意協議を重ねながら県の関与の縮小を図っていきたく思っております。また、経営改善につきましては、引き続き県としてプロジェクトチームに参加して会社を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○由解文化企画課長 文化企画課でございます。

説明資料の30ページ財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について御報告申し上げます。お手元の財団法人熊本県

立劇場の経営状況を説明する書類により御報告申し上げます。平成18年度は財団法人熊本県立劇場が指定管理者といたしまして県立劇場の管理運営を行った初年度でございました。県は当財団と管理運営に関する協定書を取り交わしましてコンサートホール、演劇ホール、そのほか駐車場の管理運営並びに文化事業を委託しております。

まず、1ページでございます。平成18年度事業報告でございます。1管理運営業務またそのうち(1)施設、付属設備、駐車場との管理及び供用、(2)文化事業につきまして県との協定書に基づきまして、委託料総額4億1,900万円余により実施しております。

次の2の使用料の収納業務につきまして、県立劇場の施設、付属設備等の使用料収入が1億5,600万円余、駐車場使用料収入が9,100万円余、合計2億4,700万円余の収入でございました。なお、これは平成17年度に比べまして約4,000万円増、約20%の増となっております。増収の要因といたしましては、平成18年4月から月曜休館日を廃止したことに伴います施設利用者等の増加によるものというふうに考えております。

3の施設の利用状況は4ページの別表1に掲げております。4ページをお願いいたします。表の一番下でございます。右から3列目でございますけれども、コンサートホール、演劇ホール、大会議室を合わせまして平均74.4%の利用率となっております。前年度と比較いたしまして4.7%増というふうになっております。

1ページにお戻りをお願いします。

この管理運営業務のほか4の文化事業といたしまして、ここに掲げてございますように、人材育成事業、また2ページのネットワーク事業、それから3の鑑賞事業、それから広報事業などを実施しております。事業の詳細につきましては5ページから8ページに掲げております。また、2ページの下の方の5のサ

ービス向上への新たな取り組みといたしまして、指定管理者といたしまして、経営の節減とサービスの向上を目指しまして①から⑥に書いてありますように、受付時間の延長、またファックス、インターネット等による受付、またチケット購入等のクレジット利用、そういったものの新しいサービスを始めたところでございます。

次に、平成18年度の収支決算の状況について説明いたします。9ページをお願いいたします。

平成18年度収入支出計算書でございます。当期の収入合計5億123万4,781円、当期の支出合計4億9,390万2,466円となっております。収支差額の733万2,315円を次期繰越金といたしております。指定管理者1年目といたしまして営業活動による収入の確保に努めますとともに、効果的な事業の実施や、また、施設管理経費等の節減に努めまして適正な運営がなされたところでございます。

続きまして、10ページ、正味財産増減計算書、また11ページに貸借対照表、12ページに財産目録を掲げております。

次に、平成19年度の事業計画及び予算について御説明申し上げます。13ページをお願いいたします。

平成19年度事業計画でございますけれども、県立劇場の指定管理者の2年目といたしまして基本的には平成18年度と同様、人材育成事業、ネットワーク事業、鑑賞事業等を実施いたします。なお、15ページに25周年記念事業と掲げてございますけれども、県立劇場が開館いたしまして25周年に当たるということで25周年記念事業を19年度に実施することにしております。

最後に19ページの平成19年度収入支出予算書でございます。収入支出とも合計4億9,019万1,315円で、平成18年度予算に対しまして約0.5%の減となっております。

以上、財団法人熊本県立劇場の経営状況に

ついて御報告いたします。よろしく御審議をお願いいたします。

○小林交通対策総室長 交通対策総室でございます。天草エアライン株式会社の経営状況について御説明いたします。説明資料の31ページ、報告第6号でございますが、内容につきましては、お手元の別冊天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類によりまして御説明申し上げます。こちらのまず1ページをお願いいたします。

まず、事業報告でございますが、平成18年度の利用者総数は7月に実施しました重整備でありますとか、9月から11月にかけて実施しました乗員訓練による運休便の大幅な増加によりまして、8万4,315人と前年度に比べて1,279人減少したところでございますが、運賃改定等によりまして旅客収入は過去最高となっております。しかしながら昨今の燃料費の高騰等によりまして、今後とも経営状況は厳しい状況でございます。平成19年3月に経営計画を策定し、経営改善に向けて取り組みを強化しておりますところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。2ページ、3ページにつきましては、株式の状況、取締役及び監査役の氏名等を記載しておりますが、本年6月1日の株主総会におきまして代表取締役社長が東坂力氏から、航空の専門家でありまして、スカイネットアジア航空の熊本営業支店長を経験されました尾形禎康氏に交代し民間事業者としての経営戦略を立てて取り組んでいただいておりますところでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

収支決算書でございますが、平成18年度の売上高は8億4,000万円余となっております。このうち旅客収入は7億5,600万円余となっております。先ほど御報告しましたとおり、過去最高となっております。一方、営業費用のうち、売上原価は8億6,100万円余、販売

費及び一般管理費につきましては、9,800万円余となっております。営業損失は1億2,000万円余と、税引き後の当期損失としては1億1,460万円余となっておりますところでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

貸借対照表でございますが、資産の部としまして、流動資産として主として貯蔵品、現金・預金等でございますが、2億5,257万円余ということでございます。次に、固定資産につきましては、航空機、建物等で1億975万円余となっております。また、繰延資産としましては15年度の重整備費用や松山線開設に伴う経費開発費としまして合計1億1,320万円余を計上してございます。負債の部でございますが、流動負債のうち未払金1億3,700万円余につきましては、日本航空に対する地上業務委託費や整備費用等の未払分でございます。合計しまして資産の部合計、負債、純資産の合計は、それぞれ3億7,553万円余となっております。

次に、6ページでございますが、財産目録を記載しております。

続きまして、平成19年度の事業計画について御説明いたします。7ページをお願いいたします。平成19年度も引き続き安全運航と定時性の確保と運航体制の強化に努めることとしております。また、燃料費の高騰の影響等で厳しい経営状況となることが予想されておりますので、経営改革に基づきました施策を着実に実行して、増収、利用促進に努めることとしております。このうち福岡線、松山線ともに広告宣伝を重点的に行うとともに、観光客をターゲットとした企画商品の造成等に取り組むなど、利用促進に努めてまいりたいと考えております。事業内容には記載しておりませんが、新経営陣による新たな取り組みといたしまして10月1日から天草地域在住者を対象とした新たな割引運賃、天草住民割引を導入し、既に天草島民の方600名余がこの

制度に対する登録をしていただいたという状況でございます。

続きまして、11月15日からは阿蘇くまもと空港経由の東京・関西方面の乗り継ぎが便利となるように新たに現在の便数に加えまして1便増便をいたします。これによって朝と夕方方の2便体制ということになりまして、さらなる利用客増を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。平成19年度の収支予算書についてでございますが、売上高は9億1,100万円と昨年度よりも増加しておりますけれども、営業損失は3,100万円を見込んでおります。本年度から会社の経営基盤強化のために、会社が行う重整備等に対しまして、地元市と協調して6,300万円の補助をすることとしておりますが、この結果、当期利益では10万円の利益を見込んでおるところでございます。県としましても、今後とも会社が経営計画に沿ってしっかりと経営改善を進め利益を出していけるように支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

以上で執行部の説明が終了いたしましたので、ただいまから、いろいろと議案説明等についての質疑を受けたいと思います。非常に資料等多うございますので、何ページのどの部分とか、そういう形での質疑をいただければ、なお、ありがたいと、このように存じております。何か質疑はございませんか。

○鎌田聡委員 24ページですね、手数料条例の一部を改正する条例ということですが、済みません、私はちょっといろんな情報を把握しておりませんで、ICカード化運転免許証というのはいつから導入されるんでしょう

か、それとまた、その手数料の額が幾らから幾らになるのか教えてください。

○市川財政課長 2点、御質問いただきました。

導入につきましては、施行期日のところに書いてございますが、2の(3)のところでございます。平成20年1月4日からの導入予定というふうになっております。

額の方につきましては、22ページに本文の方がございますけれども、このICカード関係につきましては、附則というのが下の方にございますけれども、その上から3行目のところの同項第404号ア中というのがございますけれども、最初にとったときの手数料につきまして1,650円からICカード化に伴いまして台紙が今までのよりも少し高くなるものですから、その関係で2,100円に。それから、3,200円から3,650円に改定しておりますけれども、これは再交付の関係でございます。その次の2,100円から2,550円に改定しておりますのは更新手数料というふうになっております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 それはどこに書いてあるとですか、2,000幾らで。

○中原隆博委員長 22ページ。

○鎌田聡委員 中段ですね、

○中原隆博委員長 22ページの中段ですね、ちょっと見てください、鎌田委員。

○鎌田聡委員 1,650円が2,100円、済みません、このICカード化というのが来年の1月からになるということですよ。

○市川財政課長 これは1月4日からICカ

ード、1月4日以降に取得する方とか、更新される方、その方からICカードの免許証ということでございます。

○鎌田聡委員 済みません、不勉強で。どのように変わるのですか、ICカードになれば。

○市川財政課長 物理的な面から申しますと、免許証の四角のところに、真ん中辺に1センチ四方くらいのICチップが埋め込まれます。その中に内容面で申しますと、例えば本籍の情報とか、今記載されておりますけれども、本籍、御本人がどこの御出身なのかというのは非常に機微情報ということもございますので、そういった本籍についても記載面から見れないようにして、そのICチップの方に情報を落とすということ、それから、もろもろの免許の更新関係、変更関係、そういったものもICカードの方に蓄積していくという予定になっております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 これは要は手数料等の負担増になるんですけれども、その辺ちょっと私は知らなかったですけれども、県民の皆さんは御存じなんでしょうか、周知とか、どうなってますか。

○市川財政課長 ちょっと私どもの周知が足りなかった面はあるかとは思いますが、このICカード化の導入に伴いまして、実は当初予算でもその関係予算計上をさせていただいております。当初予算の発表項目の中にも、これは県民の皆さんにも関係する話ですので、県警本部関係の予算の中では特に抜き出して書いておったところでございます。また、県警の方でも今後この周知、啓発を行っていくというふうに考えております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 上げ幅的にはちょっと500~600円上がっていくということですので、その辺の周知をぜひよろしく願いしておきたいと思います。

もう1点、16ページです。男女共同参画・パートナーシップ推進課の関係でNPO活動支援業務ということで債務負担行為が設定されておりまして、提案公募型の委託事業をやっていくということですが、これは新規でやられる事業なんでしょうか。

○広崎男女共同参画・パートナーシップ推進課長 お答えいたします。現在、県民交流館パレアの9階のパレアルームという一般の方々に無料でお使いいただいているスペースがございまして、そこを本年度はNPO法人に単年度の業務委託という形でNPO支援業務をやっていただいております。実はこれを来年度以降2年間にわたり新たな形で民間の方々の創意工夫を御提案いただいて、そのいただいた中から企画を審査させていただいて委託先を選ぶということにしておりまして、複数年契約を実施いたしますのは初めてでございます。

○鎌田聡委員 パレアルームで何かやってもらうということなんですか。

○広崎男女共同参画・パートナーシップ推進課長 はい、そういうことです。

○鎌田聡委員 ちなみに今どういうことをパレアルームでやられているのですか。

○広崎男女共同参画・パートナーシップ推進課長 NPO法人を新しく設立したい、あるいは設立をされた後の業務内容についての御相談、あるいはネットワークづくり等のおおまかに申しますと相談業務がメインでございますけれども、他のNPO法人の方々の情報

を一括集積しておりますので、そういったものを活用しながらの支援活動を実施いたしております。

○鎌田聡委員 わかりました。いいです。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。

今、鎌田委員の方から先ほど御質問がありましたように、ICカードですね、これはICとかITとかに非常に詳しい鎌田委員御本人が非常にわかりにくいというようなお話でもございましたので、一般県民の方、特に運転免許証を持っておられる方、こういうのがこういう形であるのかという形で、その辺の事情をまだお気づきでない方がほとんどであろうと、このように思います。もちろん文教治安委員会あたりでその辺の論議というのはあるかと思えますけれども、広く皆さんの方に広報をお願い申し上げたいと思います。

ほかにございませんか。

○西岡勝成委員 前年度も前の荒木詔之先生からの指摘もあってございましたけれども、フィッシャリーナ天草の経営状況がなかなか努力はされておりますけれども、改善のめどが立たないという現状だと思うのですけれども、こういう施設を売り払うというようなことはできないのですか、そういう民間からの要望とか、そういうのはないですか。

○梅本地域政策課長 フィッシャリーナ天草でございますけれども、民営化、県の出資団体の見直しの検討の中でも民営化を目指すということで方向性を出しておりますけれども、具体的に民営化をどういうふうにして進めるかといった場合には、今、委員御指摘のような会社自体の営業譲渡ということもあり得ると思っております、一般論としてでございますけれども。あるいは他の会社との合併、

こういったことも一般論としてはあり得ると思っております。ただ、現実問題として第三セクターで県の関与をしながら、これまで適合地域の振興を図ってくるということの中で上天草市やほかの出資者と共同して経営に当たっておりますので、他の出資者とよく相談しなくてはいけないということが1つ前提としてあるかと思っております。また、現実問題としては、県の関与の縮小の仕方としては県の持ち株といいますか、株の持ち分がございましたけれども、これを徐々に民間の方に譲渡していく、あるいは売却していく、こういったことも視野に入れながら民営化の協議を他の出資者としていかなければいけないと考えております。

○西岡勝成委員 要するに仮に営業されて目的が果たされれば、その地域の振興に余り変わらない、だれが経営されても関係がないと思うのですけれども、そういうアプローチをしながら県の負担を減していくという方法も時代的には積極的に考えていくべき時期だと思いますので、それぞれの関係の人と連携を深めながら、ぜひ、そういう方向性を積極的に探していただければと思います。

以上です。

○中原隆博委員長 今、西岡委員から御指摘がございましたように、会社でいえば社長が陣頭指揮をとるとというのが普通であろうかと思うのですが、代表取締役社長、それから地域振興部長もこれは副社長で非常勤という形でなさっておりますので、やはりこの組織体制の見直し等も含めて今後検討の余地があるんじゃないかと、このように私も個人的には思っております。どうぞその点を踏まえながら、これから合理的といえますか、そういうようなシフトをしいていただくようお願いを申し上げます。

ほかに、――なければ、これまでの議案等

に対する質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第52号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件については、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました請願を議題とし、これについて審査を行いたいと思います。

それでは、請第8号について執行部から状況の説明をお願いいたします。

○榎木野私学文書課長 私学文書課でございます。

請第8号私学助成に関する意見書の提出を求める請願について御説明いたします。この請願につきましては、熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県私立中学高等学校振興協議会からの請願でございますが、前者につきましては、学校の校長先生たちの会、後者については、PTAを中心とする会でございます。請願の趣旨につきましては、私立高等学校などに対する私学助成の一層の充実が図られるよう政府及び国会に意見書を提出していただきたいというものでございます。本県の私学助成につきましては、国において交付税措置、国庫補助といった財源措置がなされており、本年度予算では私学全体で約86億円、うち中学、高等学校関係で57億円余を措置しているところでございます。ちなみに高校では生徒1人当たり約30万円の経常費助成を行ってお

ります。なお、公立私立間の授業料格差については、本年度で2.24倍ほどでございます。

説明は以上でございます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 授業料の格差というのは縮まっていきつつあるんですか。

○榎木野私学文書課長 過去ここ12～13年を見ていると縮まったり開いたりしていますが、ここ3～4年ほどは2.32倍から2.28倍、2.26倍、2.24倍とだんだん格差は縮小する傾向でございます。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。ほかに質疑はございませんか。

○吉田忠道委員 この請願は他の県では既に出ているとか、ありますか、その例はどのくらいありますか。

○榎木野私学文書課長 他県の状況までちょっと把握はしておりませんが、私学団体の上部からは請願するよという話が多分来ていると思いますので、ほかの県でもやっているのではないかと推測はしております。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。

○吉田忠道委員 はい。

○中原隆博委員長 ほかに質疑はありませんか、——なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。ただいまの請第8号についていかがいたしましょうか。

(「採択」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 今、採択という声が出ております。採択という意見でございますので、採択についてお諮りをいたしたいと思えます。請第8号を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 異議なしと認めます。よって、請第8号は採択とすることに決定いたしました。

次に参ります。ただいま採択と決定いたしましたこの請第8号は、国に対して、意見書を提出してもらいたいという請願であります。そこで意見書案について事務局から配付させます。

(意見書案配付)

○中原隆博委員長 では、私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書という形のこの案、ちょっとお目通しをいただきたいと思えます。

目を通していただきましたでしょうか、それでは、この意見書はこの案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 異議なしと認めます。この意見書を委員会として本会議に提出いたしたいと思えます。

それでは続きまして、継続審査となっております請願の審査を行いたいと思えます。

まず、請第3号について執行部から状況の説明をお願いいたします。

○由解文化企画課長 文化企画課でございます。

請第3号継続案件でございます。県立劇場にパイプオルガンの設置促進に関する請願でございます。特に状況の変化はあっておりませんが、今年度に入りまして他県の先

進事例等を実地調査いたしました。そういう他県の例を見ますと、やっぱりパイプオルガン設置後の維持管理費、また利用の頻度と、また利用方法等に苦慮しておるようでございます。現時点では早期に実現というのは非常に厳しいものがございますけれども、引き続き何らかの工夫方策がないか、研究してまいりたいというように思っております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○中原隆博委員長 ただいまの説明について何か質疑はございませんか、——なければ採決に入ります。

請第3号についていかがいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 今、継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたしたいと思えます。

請第3号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 異議なしと認めます。よって、請第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原隆博委員長 それでは、そのように取り計らいたいと思えます。

次に、その他に入りたいと思えます。

執行部から報告の申し出が12件ほどあっております。

まず、執行部の報告を求めた後、一括して質疑を受けたいと思えます。

それでは、関係課長から順次報告をお願い



いたしたいと思います。

まず、総合政策局から内田企画課長。

○内田企画課長 企画課でございます。よろしくお願ひいたします。

委員会報告資料全国知事会議における第二期地方分権改革への提言及び議論の報告をもとに御説明させていただきます。

去る7月12日と13日に本県で開催されました全国知事会議における議論の中から、地方分権改革に関する事柄について御報告申し上げます。今回の知事会議における地方分権に関する議論の成果といたしまして、税源移譲の実施、国の関与等の廃止・縮小等を盛り込んだ第2期地方分権改革への提言が決議されております。当日の議論及び提言のポイントでございますが、税源移譲につきましては、三位一体の改革が大幅な交付税削減を伴ったことなどから、慎重論も多く見られましたけれども、地方分権を象徴する税源移譲の旗をおろさないということで基本合意を見ております。

税源偏在の是正については、地方と大都市部で議論がありましたが、まずは地方税財源の充実強化、地方交付税の総額確保を求め、その上で偏在是正策について継続的に検討していくということにされました。

また、ふるさと納税についても議論がありましたが、この問題については、現在、国において寄附額の税額控除という方向で検討が行われております。一枚おめくりいただきたいと思ひます。これが7月の全国知事会で決議された提言の概要でございます。

まず、1の分権改革の理念と方向性については、国の再生のためには地方分権型社会への転換が必要と論じ、さきの三位一体改革は、地方の裁量をもつ真の分権改革には道半ばだという認識を示してあります。以下、具体的な提言を行っておりますが、2の税財政のあり方では国税と地方税の税源配分の問題、

税源移譲に当たっての地域間の調整の問題、そして地方交付税の総額確保と地方共有税の導入を述べてあります。

次ページをお願いします。

3の事務事業のあり方では、地方にできることは地方が担うという大原則のもとで権限移譲と国の関与・義務づけ等の廃止・縮小を行うよう提言してあります。

4の行政組織のあり方では、二重行政の解消、国・地方を通じた簡素・効率化を目的に国庫補助負担金件数の削減、直括事業負担金の廃止、地方支分部局の整理を提言し、結びとして、5のこれからの国・地方のあり方において、地方行財政会議の設置や国の政策決定過程の透明化を述べてあります。

以上が第2期地方分権改革に対する全国知事会の提言の概要でございます。

以上でございます。

○小嶋行政経営課長 行政経営課でございます。

報告の2、平成20年度に向けた行財政の改革の取り組みについて、御報告を申し上げます。それでは、報告資料の1ページをお願いいたします。

まず、内容の説明に入ります前に、この取り組み方針の趣旨につきまして、若干、御説明申し上げます。現在の行財政改革推進の大綱につきましては、平成17年の2月に策定いたしました熊本県の行財政改革基本方針でございますが、具体的な取り組み事項につきましては、毎年度実施計画を策定いたしまして行財政改革を推進しているところでございます。これまでの推進状況に関しましては、県議会の方にも毎年度2月県議会で翌年度の実施計画の詳細を御報告申し上げまして、6月の県議会におきまして前年度の取り組み実績の報告をいたしてございます。この9月県議会におきまして、翌年度の実績計画策定に向けた基本的考え方を取り組み方針として御説

明申し上げてきたところでございます。それでは取り組み方針の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、1 ページの前文のところでございますが、これまで本県で行財政改革を不断の行政課題として位置づけまして、全庁挙げて取り組んできた経緯を記載しているところがございます。とりわけ、中ほどでございますが、国の三位一体改革が地方交付税の大幅な削減をもたらし、回復の兆しが見られました本県の財政状況が以前にもまして厳しくなった経緯を記載しているところがございます。中段以降ではこうした現実を踏まえまして、県では平成17年に行財政改革基本方針を策定いたしております、21年度までの5年間を計画期間に毎年度実施計画を策定いたしまして行財政改革に取り組んでいる状況と、注視すべき来年度に向けた国の動きといたしまして、地方分権改革推進法の施行、地方公共団体財政健全化法の公布など、地方分権や財政健全化に向けた動きが加速している状況を述べております。そうしたもろもろの状況を踏まえまして、来年度に向けた取り組みを進めていくという基本的な考え方を記載しているところでございます。

次に、その下の1 の行財政運営への課題でございますが、来年度の実施計画をこれから固めていくに当たりまして、踏まえておくべき課題といたしまして、まず、(1)の国の財政構造改革の動向といたしまして、先ほど申し上げました1つ目の丸の地方分権改革推進法の動き、2つ目の丸には2 ページでございますが、本年6月22日に施行されました地方公共団体の財政健全化法の公布、そして最後の3つ目の丸につきましては、基本方針2007、それぞれ記載しているところがございます。

次に、2 ページの下段の方でございますが、(2)本県の基本方針等に掲げる目標達成に向けた課題といたしまして、3つほど上げてございます。①スリムで効率的な行政体制の構

築を目指しまして、引き続き定数削減に取り組んでいくと、②が財源不足に対応いたしました財政運営体制の確立ということで、20年度以降見込まれます財源不足に対応した歳入歳出一体化した抜本的な事業見直しを実施していくことを書いております。

それから、3 ページになりますが、③でございます。県の行財政の構造改革ということで民間活力の活用、あるいは事業の重点化等に取り組んでおるわけでございますが、そうした取り組みの推進を掲げているところがございます。こうした諸課題は今後の取り組みのポイントともなるところでございます。

次に、3 ページ中段の2 の平成20年度における行財政改革の方向性でございますが、この2以降が今回の取り組み方針の中心となっておりますけれども、前段で行政改革推進に当たって、基本方針に基づきまして、さまざまな取り組みを進めてきた経緯と、次の段落で国の構造改革の影響をもろに受けまして、そうした行財政改革の効果が吸収されまして、結果的に本県の財政の現状がさらに厳しい状況になっていることを踏まえまして、来年度は行財政改革に向けた取り組みを一層強化するという方針を掲げているところがございます。こうした基本的な考え方を、来年度に向けまして、今後、策定することとなります予算、組織の編制方針等に具体的に反映しながら、来年2月の平成20年度行財政改革実施計画策定を目標にこれから取り組みを進めていくことにしてございます。以下、3 ページの下段から5 ページにかけましての記載は、行政改革、財政改革、意識改革の3つの切り口から現時点で検討しております具体的な取り組みの考え方、想定される主な取り組み等を整理しておりますが、いずれもこれから具体化していくこととなります。県といたしましては19年度の取り組みに加えまして、この取り組み方針に基づきまして、来年度はさらに積極的な行財政改革の推進を図ってい

くこととしているところでございます。

次に、報告の3でございませう。指定管理者制度導入施設に係る平成18年度の管理運営状況につきまして御報告申し上げます。資料の方よろしゅうございませうでしょうか。1ページをお願いいたします。

本県では、平成15年の地方自治法改正で導入されました指定管理者制度を導入いたしました施設の管理運営状況に関しまして、協定書、仕様書等に基づきまして、適正に実行されているかどうかを評価するための指針を平成19年3月に策定しているところでございませう。この指針に基づきまして、平成18年度の管理運営状況の評価を実施いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

1の管理運営状況の評価のところの欄に記載しておりますが、協定書に基づく各種報告書、利用者へのアンケート調査等を実施いたしましたので、この調査の中から、例えば、案内表示等の充実を求めるような利用面にかかりますところの意見等は見受けられたところでございますけれども、施設管理上あるいは制度上の大きな課題等はなく、全体的におおむね適正な管理運営がなされていることが確認されたところでございませう。表の中に詳しく記載しておりますが、それぞれ施設によりましてはさまざまな工夫がなされておまして、入場者数が過去最高になったとか、それぞれ利用者のためのさまざまな工夫がなされているところでございませう。これらの詳細につきましては、裏面に、2ページに記載の施設ごとに設けておりますホームページ上に詳しい結果を掲載公表することとしているところでございませう。県といたしましては、今後も公の施設の目的が十分果たされますよう、このモニタリング式に基づきます点検・評価を実施いたしまして、適正な管理運営体制の維持向上に努めてまいることとしているところでございませう。

次に、報告の4でございませう。県出資団体

等に対する県の関与の見直し状況の報告でございませう。1ページをお願いいたします。

1ページの1のところに見直しの経緯について記載しておりますが、これにつきましては、要点のみ御説明申し上げます。平成16年度に見直しに当たっての基本的な考え方を示しました指針を17年3月に策定しております。背景のところを書いてございませうが、この指針につきましては、平成15年度の県議会の財政対策特別委員会からの提言を踏まえて策定しているところでございませう。平成17年度におきまして、財政対策特別委員会の中に小委員会が設けられまして審議を経られまして18年3月に報告書が取りまとめられたところでございます。県といたしましては、この指針と報告書記載の内容を踏まえまして、対象となりました43団体に県の関与の見直し実行計画の策定をいたしたところでございませう。一番下段の方にこの実行計画で掲げました3つの目標を掲げております。

2ページをお願いいたします。

2ページが18年度までの見直し状況でございませうが、2の①、一番上でございませうけれども、実行計画に掲げられました目標のまず第1でございませうが、統廃合による団体数の削減として実行計画の中では5団体削減ということで5年計画でございませうので、21年度まで掲げてございませうが、実績といたしましては、18年度までに既に5団体の削減に至っております。また、箱の下の米印のところを書いてございませうが、熊本県社会福祉事業団につきましても21年度末に民営化予定ということで今取り組みを進めているところでございませう。②の県職員の派遣数の削減でございませうが、これにつきましても21年度までに当時84人でございました派遣数を53人削減するという目標を掲げてございませうけれども、18年度までに51人の削減が完了しているところでございませう。

それから、3ページの③右上でございませう

が、県費支出の削減のところでございます。これにつきましても実行計画では5年間で累計87億円の削減ということでございましたが、実績の中では平成18年度単年度では21億円の削減となつてございまして、3年間累計で約47億円を削減しているところでございます。また、下段の④でございますが、団体代表者等への県職員就任見直しにつきましても、14団体で見直しが行われておりまして、それぞれ民間または職位等につきまして見直しを進めておりまして、団体の自立に向けた取り組みに資することとしているところでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

4ページ、5ページにつきましては、個別団体ごとの見直し状況を整理しておりますが、見直しのベースとなりました平成16年度を基準に県職員の派遣数、県費支出額がどのように推移しているかを一覧表にしております。なお、先ほども所管課から報告があつてございましたが、県の出資割合が50%以上の団体につきまして9月県議会で経営状況の報告を行っておりますし、また、この実行計画策定団体にありましては見直し状況を所管常任委員会に各部局から報告することとしてございますので、個別団体ごとの説明は割愛させていただきます。

以上で報告を終わります。

○梅本地域政策課長 報告第5号の資料、横長の資料でございますけれども、県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況、地域振興部所管の説明をさせていただきます。

全体といたしましては、右の表の一番最下段に書いておりますけれども、県職員の派遣状況の見直しにつきましては、17年度以降、県職員派遣の7名の削減、また、県費支出の4億8,400万円余の削減を実施しております。なお、18年度と比較いたしまして県費支出が

天草エアラインのところでは4,200万円増加しておりますけれども、これは天草エアラインの安全運転に必要なプロペラ交換等の機体整備などに対します支援でございます。また、天草エアラインへの残り7,900万円につきましては、県防災消防ヘリの運航業務委託経費でございます。個別団体ごとの状況につきましては、5団体ございますけれども、フィッシャリーナ天草につきましては、先ほどの委員長及び西岡委員の御意見等も踏まえまして、他の出資者とも協議を重ねながら鋭意民営化を視野に入れつつ県の関与を縮小していきたいと考えております。

また、熊本県立劇場でございますけれども、県の関与を縮小して存続していくという方向性を計画には書いております。18年度からの職員派遣、県費支出については行っておりません。今後、平成20年度までの指定管理期間の間に効率性と文化振興が並立する事業手法、運営体制の構築に取り組んでまいります。

3番目の天草エアライン株式会社でございますけれども、天草地域の振興に大きな役割を果たしていることから、第三セクターとしての会社の存続は必要でございます。ただし、今年3月に策定いたしました経営計画の着実な実行による経営安定を視野に将来的には県の関与を小さくしていくということで、民間による経営を視野に入れていきたいと考えております。

4番目の肥薩おれんじ鉄道につきましては、この地域にとって通勤通学の生活路線として大変重要な役割を果たしておりますから、県の関与としては引き続き継続して存続していく方向・方針を書いております。経営的には赤字が続く状況でございますけれども、熊本、鹿児島両県それぞれの協議会による利用促進の取り組みを進めるとともに、昨年8月に会社及び両県が中心となって設置しました経営検討委員会による会社取締役会への経営改善計画の素案の報告など、引き続き

会社が安定した経営ができるような取り組みを進めてまいります。なお、県費支出につきましては、平成16年度でJR九州からの鉄道資産の購入等の初期投資が完了しておりますことから、17年度以降は補助を行っておりません。

最後に、肥薩本線の高速鉄道保有株式会社でございますけれども、県の関与を縮小し、投下資金の回収が完了いたします平成41年度までは存続していきたいと考えております。

以上でございます。

○市川財政課長 財政課でございます。

資料番号6の平成18年度熊本県普通会計決算の概要を御説明させていただきます。

資料の1枚目でございますけれども、1の歳入歳出の決算規模でございますけれども、6年ぶりのプラスでございますが、規模としましては平成2年から3年並みの水準というふうになっております。次に、下の方で財政資料をまとめておりますが、表の中につきましては1番目の財政力指標につきましては、財政力の強さを示すものでございまして、若干増加しておるところでございます。2番目の経常収支比率は財政の弾力性を示しますが、これも若干改善しております。次の実質公債比率につきましては、起債関係の指標でございますが、これが18%以上になりますと、起債する場合に国の許可が必要となるところでございますが、本県は13.4%となっております。後に関係資料をあわせてつけておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、資料番号7、三位一体の改革等の影響について御説明をさせていただきたいと思っております。1ページをごらんください。

三位一体の改革等の影響をまとめております。上の方に丸3つございますけれども、1つ目の丸にありますように、税収が少なく財政力が弱い自治体ほど税源移譲に伴う税収増

が少ないという結果になっております。また、2つ目の丸にございますが、税収の増加が少ない団体ほど、地方税それから地方交付税を合わせた一般財源が大きく減少しているといった影響が出ておるところでございます。

では、2ページの方にその三位一体改革の各都道府県への影響をまとめております。先ほど1ページで御説明しました2点のはっきり読みとれるような資料となっております。数字が各県5つ並んでおりますけれども、左3つが国庫補助金、これの改革に伴いまして一般財源化によります税源移譲の影響、右2つが三位一体改革による交付税削減をどれだけその期間の税収の伸びでカバーできたのか、そういった見方ができるかと思っております。税源移譲につきましては、数字が2つありますけれども、左から2列目は経過措置による税源移譲額、3列目が最終的に平準化した税源移譲額でございます。これを見ただけでございますと、例えば首都圏の埼玉、千葉、東京、神奈川あたりを左から見ていただきますと、国庫補助金が減った額に対しまして税源移譲の額がふえておるような、そういった結果が見てとれるところでございます。交付税の削減につきましても、削減はされておりますけれども、それに対して地方税の伸びというのが上回っておりまして、首都圏、それから近畿圏も同様でございますけれども、近畿圏の一部も同様でございますけれども、三位一体改革の影響はほとんどないか、逆にこの期間中、収入がふえておるといった状況になっております。一方で我が県を含めた地方部の県では各県数百億円規模で収入が減っておるところでございます。これはまた例えば東北地方とかを見ていただきますと、交付税数百億円減っておる中で、税収は数十億円しか伸びておらないといった県も出ているような状況でございます。本県で申しますと、それぞれの項目で期間の取り方が若干異なりますけれども、これらをプラスマイナスします

と、三位一体改革により400億円規模でこの期間中減収になっておるといった状況になっております。

次に、3ページをお願いいたします。

3ページでは、ちょうど18年度決算が終わったところでございますので、三位一体改革が本県財政に与えた影響を決算ベースでまとめさせていただいております。表が3つございますけれども、一番上の表は通常の決算の数字でございます。上から歳入歳出その他差し引きでございます形式収支、その形式収支から翌年度に繰り越した事業に充てる繰越財源を差し引いた実質収支というふうになっております。この4番目の実質収支が、いわゆる地方自治体の黒字とよく言われておるところでございます。この表の数字では毎年ほぼ同じくらいの黒字額が出ておるような形になっておりまして、ほとんど三位一体改革の影響が出ていないように見えます。ただ、なぜこの影響が出ないように見えるかと申しますと、実は真ん中の表にあります財源対策というのを行っております、これにより三位一体改革によりまして出ました穴を埋めてきたために影響が出ないように見えておるような形になっております。財源対策の中身につきましては、この項目のところにも書いてございますけれども、大きく分ければ2つだけでございます。過去に積み立てた貯金を使うのと借金をするというだけでございます。真ん中の表の一番下に財源対策の合計が出ておりますけれども、三位一体改革が本格化する前の15年度は財源対策もやっておりますけれども、結果としては基金を逆に積み立てることができました。三位一体改革が本格化した16年度からは財源対策の規模が100億円規模、17、18は200億円規模、19は400億円弱、財源対策を行わなければならないというふうに見込んでおります。

最後の3番目の表につきましては、今、御説明いたしましたその財源対策をやらなかった

場合に本当の収支はどうなっておったんだろうかというのをまとめております。15年度は財源対策をやらなくても黒字決算となっておりますけれども、三位一体改革が本格化した16年度からは財源対策をやらなければ赤字決算となっております。その話につきましては、19年度決算見込みでは328億円にまで増加しておるところでございます。要因としましては、増減の主な原因欄に書いてございますように、三位一体改革に伴う交付税の減、これが大きな理由でございます。こういった状況につきまして3ページ上の四角囲みにまとめておりますけれども、三位一体改革による減収を今の表の真ん中の財源対策により何とかしのいできたというのがここ数年の本県財政の姿でございます。また、真ん中の表の左側にその財源対策の中身を細かくまとめておりますけれども、矢印がございまして、矢印でこの財源対策の今後の見込みをまとめております。この財源対策のうちBとDにつきましては、今後縮小する見込みでございます。Cにつきましては、借金、起債でございますけれども、起債については当然あると、充当先という一定の枠があるので、財政状況は厳しいからといってむやみにやっているものではございません。一定の枠があるのでなかなかふやせません。そういった結果になりますと、Aに頼らざるを得なくなるというのが今の状況でございます。しかし、Aの財政調整4基金の活用というのは当然貯金の取り崩しでございますので、使ってしまうとなくなるものでございます。恒久的に行える財源対策というものではございません。結果、その後は財源対策の量が足りずに本当の意味での赤字決算になる可能性があるといったところでございます。

そこでちょっと資料を飛ばしまして7ページをごらんください。先ほど3ページで見ていただきました19年度の決算見込みでは財源対策を行わなければ328億円の赤字というの

が見込まれました。そういうことからしますと、本来的には300億円規模の収支改善策が必要でございますが、その際100億円については引き続きCのところに書いてございました追加的な起債により対応を行い、残り200億円につきましては歳出削減等により対応せざるを得ないというふうに考えております。そのため、下の箱の2つ目の丸に書いておりますが、来年度の予算要求につきましては、消費的経費、投資的経費ともに今まで以上に厳しくせざるを得ない状況にあるというふうに考えております。なお、最後の8ページでございますように、こちらで財源構成をまとめておりますが、左の方から見ていただきますと、一番左が歳出予算、次右が歳入予算でございますが、歳入予算のうち、特定財源が33%、一般財源が67%でございますけれども、この一般財源を何に充てておるかというのがその次の右、真ん中のところの少し小さい棒グラフでございますけれども、一般財源のほとんどは義務的経費それから税交付金とか、法定負担金など、法律に定められた準義務的経費、こういったところに当たっておりまして、政策的、裁量的に使える一般財源というのは約670億円しかないといった状況でございます。この670億円と200億円の削減規模というのを考えると非常に難しいものがありますけれども、21年度以降も引き続き抜本の見直しを行っていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

○松見市町村総室長 市町村総室でございます。資料番号8、市町村合併の推進について御報告いたします。1ページをお開きください。

アンダーラインを引いております箇所がございますけれども、ここが前回6月委員会で御報告いたしましたそれ以降の最近の動きでございますので、その部分を中心に御説明

いたします。

まずは合併新法下での取り組みでございますけれども、熊本市と富合町との間で法定協議会が設置されましたことから、その組み合わせを追加する第2次構想を6月に策定したところでございます。また、2ページになりますけれども、今月には将来の人口減少、高齢化の進展、こういうものが特に危惧される県下17の小規模町村に対して、早期の合併論議を促します知事書簡を町村長と議員全員に送らせていただいたところでございます。

次に、政令市関係ですけれども、10月1日に熊本市等と共催でシンポジウムを開催することにしておりますので、ぜひ委員の皆様方にも御出席いただければと思います。

次に、熊本市、富合町合併協議会での検討状況でございますけれども、今年1月に設置されて以降現在まで7回開催されまして各種事業について協議が順次進められているところでございます。

次に、3ページをお願いいたします。政令市移行に関します市内検討会議の設置についてでございますけれども、9月にはこれまで調査を進めておりました政令市の権限移譲事務につきまして中間の取りまとめを行ったところでございます。その具体的な項目につきましては、移譲項目数につきまして11ページに記載しているところでございます。今後はこうした権限移譲に伴って発生します県行政への影響や課題、こういうものについて整理していくことしております。

次に、3ページの下段の方からですけれども、各地域の合併に向けた動きを取りまとめしております。熊本市周辺では植木町、城南町、益城町の動きを、また、荒尾、玉名地域、人吉、球磨地域の最近の状況を記載しているところでございます。なお、植木町におきましては3ページの一番下に記載しておりますとおり、9月3日に熊本市との任意協議会設置を求める請願書が議会に提出されていたとこ

ろでございますけれども、本会議におきまして不採択となりました。また、これとは別に合併に関する特別委員会が新たに設置されたところでございます。このような具体的動きが始まった町や地域に対しましては、県としても情報の提供や説明などをしっかりと対応していくことにしておりますし、いまだ具体的な動きのない地域に対しましてはできるだけ早く検討を初めていただくよう合併機運の醸成に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

続きまして、報告資料9番でございますけれども、平成18年度市町村財政の概要について御報告いたします。市町村の平成18年度決算の状況を取りまとめましたので、速報という形でその概要を御報告したいと思います。1ページをお開きください。

まず、普通会計決算について御説明いたします。平成18年度の本県48市町村の決算規模は歳入が約7,370億円、歳出が約7,117億円となっております。歳入歳出とも3年連続で前年度の決算額を下回っております。実質収支につきましては、前年度赤字でありました人吉市、荒尾市も含めまして全市町村が黒字となっているところでございます。

次に、2ページでございますが、歳入面につきましましては、地方税は個人の市町村民税の増、また、地方譲与税は税源移譲に伴います所得譲与税の増により、また、地方債は災害復旧事業費の増により前年比を上回っておりますけれども、地方交付税は6年連続で前年度を下回りまして、臨時財政対策債と合わせますと約60億円の減となっております。その他基金等からの繰入金が減となっているところでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出面につきましましては、扶助費、公債費、投資的経費が前年度を上回っておりますけれども、特に扶助費につきましましては6年連続で、投資的経費は災害復旧事業費の増によりまし

て上回っているところでございます。一方、人件費、物件費、繰出金等は前年度を下回っておりまして、人件費は8年連続、物件費は市町村合併に伴います電算システムの構築等、委託料の大幅減によりまして、繰出金につきましましては、公共下水道会計の減によりまして前年度を下回っているところでございます。

次に、資料の4ページをお願いいたします。財政構造の弾力性を見る指標といたしまして、経常収支比率等がでございますけれども、経常収支比率は前年度から0.1ポイント増加しまして、91.7%と引き続き高い水準で推移しております。財政構造の硬直化傾向が続いている状況でございます。また、平成18年度から導入されました実質公債費比率は県内市町村の平均は14.6%となりまして、地方債の発行におきまして許可を要します18%以上の団体は6団体、長洲町、富合町、五木村、上天草市、宇土市、小国町となっております。そのうち、長洲町は一般単独事業等の起債が制限される数値目安であります25%以上となっているところでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

地方債現在高は2年連続で減少しております。債務負担行為の翌年度以降、支出予定額が増加しまして、積立金現在高が減少したものの将来にわたる実質的な財政負担は5年ぶりに前年度を下回っております。6ページにつきましましては、市町村ごとの決算収支、主な財政指標につきまして一覧表を掲載しているところでございます。

続きまして、資料の7ページ以降でございますけれども、地方公営企業会計決算の概要について記載しておりますけれども、あとでござらんいただくということで説明の方は省略させていただきます。

以上、簡単でございますけれども、18年度の市町村財政の決算概要について御報告申し上げます。



○広崎男女共同参画・パートナーシップ推進課長 報告資料の10番、熊本県民交流館会議室の利用手続きの簡素化について御報告申し上げます。

この点につきましては、6月の本委員会で鎌田委員から手続きの簡素化について借りの側の立場に立った検討をという御指摘をいただいたところです。検討いたしました結果、2点について改善をすることといたしました。

1点目は利用者登録制度を設けまして、一定の要件を満たす利用者については、使用料の納入手続きを簡素化いたします。このことにより、事前に御来館いただくことなく使用当日の納入が可能になります。

2点目は、会議室の空室状況について県民交流館パレアのホームページ上で確認ができるように公開をいたします。いずれもデータベースの整理と一部システムの開始を行いますので、来年4月から実施することとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○田嶋川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。報告番号11番、川辺川ダムに関する取り組みについて御説明いたします。資料に沿って御説明いたします。

まず、表面の治水をめぐる状況についてでございます。球磨川水系の河川整備基本方針につきましては、本年5月に作成されまして、国は県民への説明責任を果たすため、現在、12市町の中で7町村で説明会を実施終了しております。今後、八代市や人吉市さらには流域外での開催も予定しております。箱の中でそれぞれの各市町村ごとの開催状況を示しております。この報告会とあわせまして県が管理いたします市房ダムの洪水調節についても御説明申し上げます。これについては本議会でも知事答弁がありましたように、市房ダムの操作が水害が生じた要因でなかったこと

について流域住民等に対する説明を行っております。

裏面をお願いいたします。

次に、利水をめぐる状況についてでございます。これまでの状況については、この委員会で説明してまいりましたけれども、4月の統一選挙後、関係3市町、人吉市、錦町、あさぎり町の首長交代を受けまして、相良村の矢上村長が6市町村での協議を開催するよう要請しております。それに基づきまして2回ほど開催をされました。しかしながら現在の状況に書いておりますが、6月25日に矢上村長が突然に参加しない旨、表明いたしまして、現在出席はされておられません。その後、関係5市町村で協議が進められております。

②の国の動きですけれども、本年の8月の概算要求におきましては、平成20年度に向けて約3億円が計上されております。しかしながら、農水省幹部及び農水省が、このままの状況では事業予算の計上は困難だという見方も述べられておまして、現在、非常に予断を許さない状況になっております。

今後の取り組みですが、県としては今後、農家に対する説明責任を果たすため、市町村が農家説明会を開催するというところで準備を進めておりますので、そのような農家の声、さらには12月の政府予算決定に向けた国の動向を注視ながら県としても精いっぱい努力を続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○小林交通対策総室長 交通対策総室でございます。報告事項の12番目、肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況について御報告いたします。お手元の資料1ページをお願いいたします。

1ページは肥薩おれんじ鉄道株式会社の概要ということで会社の名称等について記載しております。

2ページをお願いいたします。(4)といた

しまして、開業以降の実績を示しております。事実上1年目となります平成16年度につきましては、減価償却前損益で約900万円の黒字となりましたが、平成17年度は約5,600万円の赤字、18年度につきましては営業収益9億163万円、営業費11億5,301万円ということで当期損失は2億511万円となります。このうち、減価償却前利益としましては約1億7,850万円の赤字となっております。営業収益、営業費がふえてございますのは、高尾野または野田郷といったところでの受託工事による増でございます。

2 ページ目下段でございますが、平成18年度決算の概要でございます。

(1)の事業報告であります。平成18年度の会社の事業取り組みについて記載しております。平成18年度は熊本駅と田ノ浦または佐敷間を結ぶJR九州と肥薩おれんじ鉄道の共同割引切符、JRおれんじトコトコ2枚切符を開発販売したほか、沿線自治体と一緒に各各種団体を訪問しての乗車依頼、車体広告など収入確保に努めたところでございますが、車両の重要部検査、軽油の高騰、梅雨時期の災害復旧等の経費増大によりまして2億500万円余の損失となった旨の説明でございます。

3 ページをお願いします。3 ページ上段につきましては、平成18年度損益計算書の概要を掲載しておりますが、営業損益につきましては先ほど御説明したとおりでございます。下段につきましては貸借対照表を掲載しております。

次に、4 ページをお願いいたします。肥薩おれんじ鉄道経営検討委員会の検討結果について記載しております。

まず、検討の経緯でございますけれども、平成18年の8月に肥薩おれんじ鉄道経営検討委員会を設置いたしまして、平成19年6月に経営改善素案を会社の取締役会に対して提示したところでございます。これをもとに会社

の方では現在、中期経営改善計画を策定中でございます。下段の肥薩おれんじ鉄道経営検討委員会の検討結果概要につきましては、利用者の状況としまして平成18年度利用者数は年間169万人であります。これはJR九州が運営していた平成12年当時の68%に相当する数ということで大変減少してございます。利用者の傾向としましては、これまで落ち込みが大きかった定期外利用者が平成18年10月から本年の3月の下期になって下げどまりの傾向があることによりまして、全体として利用者の減少はこれまでよりもゆるやかになるものと見られておるところでございます。利用者の減少につきましては、ここに書いてございまして、当初の予想以上に特急利用者の新幹線利用者が新幹線へ大きく逃げたということや、免許保有人口の予想以上の増加といったことで分析してございます。

4 ページから5 ページにかけましては、3)としまして肥薩おれんじ鉄道経営検討委員会からの経営改善のための主な取り組みの提案が記載されております。経営検討委員会としましては、運賃収入の柱でございます定期外利用者35万人の維持、さらに沿線の方に使いやすいダイヤの見直し、さらなる便利でお得なJR九州との共同企画切符の開発、イベント列車の充実、車体広告列車をふやすことによる増収、できる限りの費用削減策の検討実施を提案しておるところでございます。

今後の利用者数につきましては、5 ページの中段でございますけれども、平成18年度の下期のトレンドが続くといたしますれば、平成18年度実績の169万人が平成23年度で135万人まで減少すると見込んでおりまして、この経営検討委員会が提示しました改善策をしっかり取り組みまして、効果を上げて141万人で下げどまることを目標しておるところでございます。ただし、依然として厳しい状況に変わりはないので、会社と沿線自治体一丸となった取り組みが必要と考えており

ます。

5ページの下段でございますが、会社及び肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会の19年度事業取組計画を記載してございます。会社としまして平成19年度の運賃収入の下げどめ、収益の増加を図ることを目的としましてJR九州と連携強化を図って企画切符のさらなる開発を行っております。また、肥薩おれんじ鉄道の認知度の向上を高めるための企業訪問でございますとか、車体・車内広告の有効活用を図ることとしております。

次に、5ページから6ページに記載しております沿線活性化協議会の19年度事業としましては、特に定期外利用者の増加策に力点を置いて利用促進を図ることとしておりまして、19年度の新規事業としまして、おれんじモニター制度の創設、または乗車体験モニター事業等、幅広く沿線の方々の御参加をいただけるような企画をしておるところでございます。

6ページ下段でございますが、新たな取り組みといたしまして、沿線からも大変希望の強かった肥薩おれんじ鉄道の熊本駅等への乗り出しについてであります。これまでのJRとの交渉によりまして来年3月をめどとしまして、熊本駅さらには鹿児島中央駅への乗り出しについて覚書をかわし、現在、準備作業にかかっているところでございます。これが実現しました場合には佐敷駅から熊本駅まで平均約90分、現在かかっているところでございますが、これが60分程度に短縮されると考えておるところでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。

以上で執行部からの報告が終了いたしましたわけでございますけれども、報告事項も12件にわたっておりますので、ただいまから質疑を受けたいと思いますが、できれば報告事項の

何番のどのページのどの部分というような形で質疑をいただければありがたいと思います。何か質疑はございませんか。

○西岡勝成委員 報告事項の3なんです、指定管理者制度を17年から18年度とやられて財政改革の一翼を担っていると思うのですけれども、どのくらいの経費節減が今までできているのか、そして福祉施設等々はいろいろ指定管理者制度に合わないんじゃないかというような不安もあったんですけれども、その辺で問題があるようなところはないのか、非常に効果は上げていると先ほど説明がありましたように、効果を上げておるような部分もありますけれども、指定管理者制度に移して問題があるというような部分はないのか、その辺を含めてちょっと。

○小嶋行政経営課長 行政経営課でございます。

ただいま2点ほど質疑がございましたけれども、指定管理者制度につきまして、18年度時点での財政効果ということで一応の試算をしてみっておりますけれども、8億5,000万円余くらいの効果があったのではないかとということで試算をしているところでございます。また、これは財政コストのダウンだけを目的としている制度ではございませんで、もちろん住民サービスの向上ということで公の施設を、より質の高いサービスを提供しようということで導入した制度でございますので、そういった意味で先ほど申し上げましたような形でさまざまな効果が出てきているところでございますが、後段の御質問でもございましたように、先ほどの説明資料の……私は触れませんでした、3ページ、報告資料の3をござんいただきますと、3ページにモニタリングの実施体系という図がここにお示しておるかと思っておりますけれども、この図の中でそれぞれサービスの受益者の皆様方から指定管理

者にもそれぞれ苦情ないしは意見等についてもそれぞれ出てくるような形になってございます。また、県の方でも先ほど申し上げましたモニタリング指針の中で利用者調査でございますとか、そういったところの調査もかけて、早々からそういう形でのモニタリングをやっていくという形で今対応しておりますのでございます。そういった中で先ほども申し上げましたけれども、利用面の中で、例えば駐車場の充実を図ってほしいとか、案内板が見えないとか、これは公の施設でございますので、日常、利用者の皆様方と接してございますので、そういった面でのいろんな要望等が出てきている部分はあるかと思いますが、それぞれ指定管理者の方で逐次対応しているところでございます。そういった意味で先ほど申し上げましたが、制度そのものをこれはちょっと見直さなくちゃならないとか、そういう意味での大きな課題というものは今のところは出てきていないと、ただ、先ほど先生もおっしゃっておられましたように、福祉施設でございますとか、あるいは指定管理者もまだ制度を導入してスタートしたばかりでございますので、そういった意味でいろんな中での、我々の方からも見えない部分もあるかと思っておりますので、そういった点等につきましても引き続きモニタリング等をやりまして、この制度が定着してまいりますように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○西岡勝成委員 モニタリングの報告書というものはあるのかな。

○小嶋行政経営課長 行政経営課でございます。

モニタリングの結果につきましては、先ほど申し上げましたが、資料の今ごらんいただいております資料の左側に施設がそれぞれ書いてあるかと思っておりますが、施設ごとにその調

査結果につきましては、ホームページに公表するように今準備しておりますので、近くその辺のところもアップできるかと思っております。

○西岡勝成委員 わかりました。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。

ほかに。

○鎌田聡委員 報告事項10の県民交流館の利用手続の簡素化ということで、早速、改善の方向で動いていただきましてありがとうございます。

1点、要望ですね、イメージ図で改善後ということで中段のところにありますけれども、予約確認をやったあとに1週間以内に申請書提出とありますけれども、これは郵送か窓口で提出をしなければならないというような考え方になってますが、郵送も切手代とかもかかりますので、細かい話ですけども、ファックス等でも申請書の送付ができるように、ぜひあと半年間、実施時期までございますので、御検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○広崎男女共同参画・パートナーシップ推進課長 済みません、確認はしておりませんが、多分ファックスでも受付をしていたかのように思います。御意見をちょうだいいたしましたので、あわせて可能なように検討いたしたいと思っております。

○鎌田聡委員 よろしく申し上げます。

○小早川宗弘副委員長 報告事項の11ですけども、市房ダムの洪水調整についてというふうなことが載っておるものですから、代表質問で議会での質問の確認というふうになる

かもしれませんが、竹口先生が市房ダムの件で質問をされたということで、市房ダムの誤った放流によって水害が拡大したとか、水害が発生したというふうな話があるということで県の考えを質問されたというふうに思いますけれども、もう一度県の考え方とか、その見解を聞いたかつですけれども。

○田嶋川辺川ダム総合対策課長 先ほどの11番の報告でも申し上げましたように、40年水害時の市房ダムの操作に関しましては、この前説明したように、災害・水害を生じた要因ではなかった旨を答弁しております。知事答弁の中でも県、国は繰り返し操作が要因ではなかったことを、これまでも申し上げたということで、県の考えが従来から変わってないというものを答弁しております。それについては、県としての正式見解でございます。

○小早川宗弘副委員長 では、県には一切責任はなかったということですね、再度確認します。

○田嶋川辺川ダム総合対策課長 40年の水害に関して市房ダムの操作には間違いなかったということですので、それに関しては、県の責任はなかったと考えてよろしいかと思います。

○小早川宗弘副委員長 わかりました。結構そういううわさが本当のように結構広がっておるものですから、ちょっと委員会でも再確認させていただきました。

1つまた確認なんですけれども、森先生の一般質問の中で川辺川ダムについての質問があったと思いますけれども、知事の再質問のときの答弁だったと思いますけれども、県民の中にはダムが崩壊すると言う人がいるというふうな発言があったと思うんですけども、ダムが崩壊するなんて非常に危険なダム

が熊本県内にあつとですか。その辺をちょっと確認したかつですけれども。

○田嶋川辺川ダム総合対策課長 委員からも御紹介があったように、知事の発言は異常気象という中でダムの崩壊といえますか、それを危惧する人たちもおられるというものを紹介したということで、土木の方にも確認しましたけれども、県内のダムでそうした事例はございませんし、安全検査等もしておりますので、そういう危険性はないということでございます。

○小早川宗弘副委員長 わかりました。ダムが崩壊するという言葉について、結構、議員の中でも反響があったものですから、そんなダムがあるのかとか、テレビ、映画等ではダムが崩壊するシーンはあるばってん、実際そういうふうな本当に崩壊するのかどうかというのをちょっと確認したかったものですから、崩壊するような危険なダムは県内にはないというふうな認識でよろしいですか。

○田嶋川辺川ダム総合対策課長 土木の方に確認しましたのは、そのように、そのとおりでございます。

○小早川宗弘副委員長 わかりました。以上です。

○竹口博己委員 今のですべて納得なんですけど、知事は確かに今、課長おっしゃったとおり、ダムが崩壊したらどうしようということをおっしゃる声があるという、そういう意味の発言だったんで、崩壊するとはおっしゃってないですね、確かにおっしゃるとおりです。そういうたぐいの声を本会議であえて発言される場面だったかなという、むしろそっちの方が心配します。そういう声が県民の間で大きい声として聞かれていけばいいが、反対の、

どう見てもダム反対の方に比重がいった発言としかとらえようがないですよ、取り方によっては。つくったダムが崩壊したら心配だという声があるという、この発言はダムがない方がいいというふうに短絡的になっちゃうですよ、ですから、中立というふうにおっしゃっているわけですから、あえて無理してそういうダム建設反対、危険性があると取られるようなことはあえておっしゃる場面ではないときに、あえてそういうことをおっしゃる必要はないんじゃないかと、それを心配します。もう答弁は要りません、要望です。住民討論集会でそういう声が反対派の中からあつてれば別ですね、あつてれば。それを本当に聞きたいくらいですよ、ダムをつくったら崩壊して危ないからダム反対だという声がりっぱな反対の理由として何回もあつていれば別ですけども、少なくとも初めて聞いたんですよ、知事の口から本会議での発言としては、ダムは崩壊したらどうしようかという危惧する声があるという発言はですね、それは行政のトップが発言されるにしましては、とらえようによってはダムじゃなく橋も危ないぞと、橋も崩落する危険があるから危ないぞとなれば、つくるなということになっていくわけでしょう。学校も危ないぞという、すべての施設に通用するわけですから、しかも一連の議論の中で竜門ダムは100%利水を目的としたダムだからということで歓迎するようなコメントもあっているわけでしょう。やっぱり竜門だってあの言葉を借りれば崩壊したら怖いということになるんです。何で川辺川ダムだけにそれを当てはめなければいけないとか、いろんな憶測を呼びますから、恐らく今、小早川副委員長が発言されたのはちょっとニュアンスの違いが、僕とはちょっと違うニュアンスでとらえているなと感じたんですけどね、危険だじゃなかったんですよ、田島さん、課長おっしゃるとおり、そういう心配する声があるという発言があつたやに私はそう

とらえているのですけれども、ノー原稿で切り返しといたしますか、再質問に対するノー原稿で登壇されたから、ふだん思っておられたのがぼろっと出てしまったのかなど、あるいは軽い気持ちをおっしゃったのかよくわかりませんが、本会議の知事答弁ですから、非常にそこらは慎重であられたし、ということに要望いたします。答弁は要りません、難しいから。

○中原隆博委員長 ありがとうございます。それでは、ほかに。先に手が上がりましたからどうぞ。

○吉田忠道委員 報告事項の8番、市町村合併の推進についてですけども、この2ページに9月中旬から下旬、小規模町村に対し早期の合併論議の促進を促す知事書簡の送付と、これは17町村だったと思いますけれども、これに対してのフォローですけども、いついつまでにどういうフォローしてどう対応するかという予定、意図はあるんですか。

○松見市町村総室長 今回の書簡につきましては、知事の方から検討を早期に開始していただきたいと、いわゆる要請の文書でございます。私どもはそれを受けまして、今後、個別に17の町村に対してぜひ説明の機会を与えてほしいという形で、こちらの方も要望していきたいというふうに思っております。時期については、できるだけ早くということで今回、書簡を出されたわけでございますので、合併新法の期限が2年と半年という形で詰まっておりますので、できる限り今年度中には具体的な動きが出るような形で説明等ができればなというふうに思っておりますのでございます。

○中原隆博委員長 よろしゅうございますか。

○吉田忠道委員 はい。

○早川英明委員 ちょっと教えてください。  
これは県の18年度の普通会計で歳入歳出、その後、県全体の市町村の決算を見てみますと、ほぼ100億程度のそれぞれ入りも出も、県と市町村とがその数字では全く100億弱のずれしかありませんが、これはちなみに熊本県はこうですが、全国的にはどうですか、やはり県の予算がそれぞれ県の市町村の予算と匹敵するような額でしょうか、私はちょっとこれを見てみましてほぼ変わらなと思いましたが、そこらあたりはどうですか、熊本県だけですかね、熊本県は入りも出もほとんど変わっていませんね、県全体と市町村全体のやつが、ほかの県はどうでしょうか。

○松見市町村総室長 市町村総室でございます。申しわけありません。本県の場合はたまたまそうなっておりますが、ほかの県につきましては、ちょっと私どもの方でも確認したことはございません。

○早川英明委員 私がそれを聞いたのがですよ、今、地域格差あたりが言われておりますが、先ほど総室長の方から御説明がありましたように、首都圏でのやつと、私たちとがどのような開きがあるいはまた、このような形になっているのかなあと思いましたものですから、地域格差を見るためにも調べていただくなら結構かなあというふうに思いましたから、質問をさせていただきました。

○松見市町村総室長 おっしゃるように、県と市町村、県の財政状況がいいところは、もちろん市町村の方も大変よろしゅうございまして、交付税の不交付団体となったところはやはり大都市に集中しておりますので、ほぼ同じ傾向だと思いますけれども、委員、御指摘のことについては調べてみたいと思いま

す。

○早川英明委員 たまたま見てみたらほとんど変わりませんもんね、うちの場合は。ちなみに、うちあたりはこの100分の1くらいですもんね、植木あたりは。そういう形からしますと、それと国がまた県の100倍くらいの額が来るでしょう、そういうことを見ますと、ひとつ調べてみてください。

○松見市町村総室長 はい。

○中原隆博委員長 もう少しつまびらかな情報等がございましたら、資料等がありましたら、また皆様方に御提示いただければありがたいと思います。

ほかにありませんか、——なければ、これで報告事項に対する質疑を終了いたします。

次に、そのほかで何かありませんか。

○鎌田聡委員 済みません。3点ほどございます。時間の方も気になるでしょうけれども、よろしく願いいたします。

まず、1点がこの前の代表質問で渡辺県議が知事に質問されて、今後、検討するとされたいろいろな要望事項の文書化、そしてそれを情報公開していくということで、今後、他県の状況等も見ながら検討していくということを書いてございましたが、これはいつまでにどのようにされるのかを教えてくださいと思います。

○田崎人事課長 人事課でございます。

今の議員、御指摘がございましたさまざまな要望に対する県としての対応ということでございますけれども、これについては答弁の中にもございましたように、現在、全国では17府県でこういういろんな要望に対する文書化、そして情報共有化ということを進めているところでございます。現在、私の方として

は、そういう他県の状況を踏まえながら、そういう制度の導入に向けまして、どのような立場の方から、どのような行為を対象にするのかとか、具体的な公開の課題は何なのかということについて検証を行っているところでございます。そういう検証を踏まえまして、制度の導入に向けて検討を行ってまいりたいということございまして、今、委員、御指摘のありましたように、いつからということについてまだ結論を出しているところではございませんけれども、そういう検証を進めながら制度の導入に向けて行ってまいりたいと考えているところでございます。

○鎌田聡委員 いつからという話を聞かれないということでもありますけれども、マスコミ報道あたりでは本年度中にも要綱を策定するということでは出ておりますが、ぜひこの余り時間をかけるような問題ではないかと思っておりますので、いつからか、まだわからないという話にはならないと思っておりますけれども、もう一回いいですか。

○田崎人事課長 今、御指摘ございましたように、検証を進めまして、できるだけ早く要綱の整理をいたしまして、時間はおっしゃっているように、かけずに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○鎌田聡委員 既にいろんな要望はもう文書で記録されていると思うのですよ、確かにそういったものを私は見ましたけれども、だから、それをどこまでどの範囲で公開していくのかというのは御検討を今からされるというふうに思いますので、できるだけ透明性も高めていく、そしてまた職員さんに対する、いわゆる不当な要望・要求あたりも、やっぱり見やすくしていくということは非常に重要なことだと思いますので、早い時期に実施できるようにぜひよろしくをお願いします。

○中原隆博委員長 それは要望でいいですね。

○鎌田聡委員 はい。

○中原隆博委員長 あと2点あるんですか。

○鎌田聡委員 防災関係で熊本市職員が7月に川のところに行かれて流されて死亡されたという非常に痛ましい事故がございまして、やっぱり職員の安全面、こういった災害時に出て行かれてですね、その安全面の問題でライフジャケットあたりもきちんと配備されているのかどうかわかりませんが、ぜひそういった現場に出ていかなければならない職員に対しては、非常に危険な任務につかれるわけですから、その安全面のいろんな配備等を含めて今どうなっているのか、ライフジャケットとかはお持ちなんでしょうか。

○田崎人事課長 人事課でございます。御質問がございました件で熊本市の事例を今、委員の方からお話ございましたように、その後、私どもに対しまして、職員組合の方からも、そのあたりについての要望が実際にあってございます。そのあたりにつきましては、土木、それから農林水産部、そういう事業部へのそのような要望については、私どもの方からもつないでいるところでございます。今おっしゃったライフジャケットの配備がされているのかということについては、今ちょっと手元に資料がございませんので、申しわけございません。

○鎌田聡委員 そういった災害が起こったとき第一線で県民の生命、財産を守っていただくためには危険な部分にも行かなければならないという状況がございまして、特にいろんな面の配備は各部に言ってもなかなか予



算の関係もありますでしょうから、厳しいと思います。これは全庁的にそういった職員の安全面の対策というのは整えていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしく願いをしておきます。

○中原隆博委員長 では要望ということで受けとめてください。もう1点どうぞ。

○鎌田聡委員 3点目、済みません。これもいつだったですか、知事の公印を職員の方が何か押されて、処分の方は済まされていると思いますけれども、その職員がどうこうではなくて、その公印の管理のあり方ですね、だれもが押せるような状況に知事の印鑑とか、非常に重要な印鑑だと思いますけれども、なっているのか、今、管理が私学文書課で管理されていると思いますけれども、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○榎木野私学文書課長 私学文書課です。

公印の監視は私学文書課で行っております。今回の事件につきましては、そういう問題点、私どもも把握しております、今、対策をどうしようかということをもた改めて考えているところです。大体、うちに来る文書の8割方が知事印、またその6割は権利関係、認可とかにかかわる文書とか、印鑑ということで非常に知事印を押すケースが多いと、したがって、それをじゃ職員がかかわって押すのかということも一つあるんですけども、それはちょっと物理的に職員をそんなに張りつけるわけにはいかぬので、今は試行ではありますけれども、通常何といたしますか、起案文を持ってきてチェックを受けて、それと一緒に持ってきた文書に知事印を押していただいておりますけれども、今回のような事件がありましたときに、じゃ、どういうふうな形で、仮にそういうことをやろうと思ったときにどうやるのかということ、やはり起案

文の中に挟めているとかということが多いんじゃないかということで、一応、起案文の中には全部文書を紛れ込まないように起案文を離してしまうと、チェックを受けた文書だけ公印を押すということに今やっておりますけれども、今後ともその辺の趣旨徹底については努めてまいりたいと思っております。

○鎌田聡委員 印鑑は持ってこられた方が押しているということですか。

○榎木野私学文書課長 現状ではそうしております。

○鎌田聡委員 それでいいんでしょうか。

○榎木野私学文書課長 先ほど言いましたように、それでじゃ、その一つにかわって別の職員、うちの職員が押すかという問題はありますけれども、さっき言いましたように、数が非常に膨大だというのが一つありますので、そこに職員を張りつけるというのは難しいのかなと現状では思っております。それにかわる手段を今検討をして試行をしているところでございます。

○中原隆博委員長 何かアイデアはありますか。

○鎌田聡委員 アイデアはないんですけども、実際、起案を持ってこられた方が押すということ自体が非常に問題でないかなと思うのです。管理元というか、知事に成りかわるところが、知事が直接押するのが本来だと思うのですけれども、目を通されて。いろいろな仕事の流れとか、速度とか、その辺はあると思いますので、ですから、やっぱり伺いを持ってきた人が押すというシステム自体をやっぱりここは見直していくべきだと思いますので、そちらの方向でぜひ検討していかないと、

知事印というのがそのように押されていくところでは非常に問題があると思いますので、少しやり方は御検討いただきたいと思います。ちょっとアイデアがあるということではございませんけれども。

○中原隆博委員長 鎌田委員から、今、御指摘の点を踏まえてどうしたらいいか、早急に検討してください。鎌田委員よろしいですか。

○鎌田聡委員 はい。

○中原隆博委員長 以上をもちまして、本日の議題をすべて終了いたしました。

最後に、陳情書等が3件提出されておりますので、参考として皆様方のお手元にお配りしております。あとで目を通していただければありがたいと思います。

以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。長時間にわたりましてありがとうございます。

午後0時14分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

総務常任委員会委員長